期日指定定期預金規定

〈非自動継続型〉

第１条（預金の支払時期等）

（１）この預金は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書記載の据置期限満了日）から証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

第２条（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① １年以上２年未満……証書記載の「２年未満」の利率

② ２年以上……証書記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条第１項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第５項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって、１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満……解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満……２年以上利率×４０％

③ １年以上１年６か月未満……２年以上利率×５０％

④ １年６か月以上２年未満……２年以上利率×６０％

⑤ ２年以上２年６か月未満……２年以上利率×７０％

⑥ ２年６か月以上３年未満……２年以上利率×９０％

前記②～⑥の利率は、小数点第４位以下は切捨てます。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第３条（規定の適用）

この預金には、本規定のほか、定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

〈自動継続型〉

第１条（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

第２条（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書記載の据置期限満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間に任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残り金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

第３条（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満……証書記載の「２年未満」の利率

② ２年以上……証書記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

（３）継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）この預金を定期預金共通規定第３条第１項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第５項により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって、１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満……解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満……２年以上利率×４０％

③ １年以上１年６か月未満……２年以上利率×５０％

④ １年６か月以上２年未満……２年以上利率×６０％

⑤ ２年以上２年６か月未満……２年以上利率×７０％

⑥ ２年６か月以上３年未満……２年以上利率×９０％

前記②～⑥の利率は、小数点第４位以下は切捨てます。

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第４条（規定の適用）

この預金には、本規定のほか、定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上